

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第二十八号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正す
る。

- 第④条第①項中「あて先」を「宛先」と改め、同条第④条第①項を次のように改める。
- (注) 4 (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。) 附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

第④条第①項中第②号及び第③号中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」と改め、同条第④条第④号中「改正前の船員保険法の規定による障害年金」を「改正前の船員保険法による障害年金」と改め、同条第④条第⑤号中「改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金」を「改正前の厚生年金保険法による障害年金」と改め、同条第④条第⑥号中「改正前の国民年金法の規定による障害年金」を「改正前の国民年金法による障害年金」と改める。

第④条第①項中「あて先」を「宛先」と改め、同条第④条第①項を次のように改める。

(注) 4 (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図

るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

懲ら振出の(注)4(1)㉒㉓㉔㉕「障害厚生年金」㉖「障害厚生年金等」㉗㉘㉙「懲ら(注)4(1)㉚㉛「改正前の船員保険法の規定による障害年金」㉜「改正前の船員保険法による障害年金」㉝㉞㉟「懲ら(注)4(1)㊱㊲「改正前の厚生年金保険法の規定による障害年金」㊳「改正前の国民年金法の規定による障害年金」㊴㊵㊶。

懲ら振出の(注)4(1)㉗「あて先」㉘「宛先」㉙㉚㉛「懲ら(注)4(1)㉜㉝㉞㉟㊱㊲」厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

障害厚生年金等」又は「障害厚生年金」及び「改正前の船員保険法による障害年金」又は「改正前の船員保険法による障害年金」又は「改正前の厚生年金保険法による障害年金」又は「改正前の国民年金法による障害年金」又は「改正前の国民年金法による障害年金」である。

第五十一条の二「あて先」及び「宛先」又は「回覧先」又は「受取人」である。

(注) 4 (1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。

以下「平成 24 年一元化法」という。) 附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(昭和 60 年法律第 34 号附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金及び平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち遺族共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律(平成 13 年法律第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)

第七十一条の二「遺族厚生年金」及び「遺族厚生年金等」又は「回覧先」又は「遺族厚生年金」及び「遺族厚生年金等」又は「国民年金法の規定による寡婦年金」及び「国民年金法による寡婦年金」又は「改正前の船員保険法の規定による遺族年金」又は「改正前の船員保険法の規定による遺族年金」又は「改正前の船員保険法による遺族年金」又は「改正前の国民年金法の規定による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金」及び「改正前の国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金」である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、前分の間、所要の調整をして使用することができる。